

障害を持つ成年者の 受託者の役目を引き受ける

信託とは？

信託とは、委託者、受託者、および受益者の3当事者間の法的な関係です。委託者とは、遺言状または信託文書により信託口座を設定して財産を移転し、財産の受益者は誰か、財産の使い方もしくは管理の仕方などの指示を詳しく定めます。受託者は信託に移転された財産の管理・処理を行うために選任されます。受益者とは信託財産から様々な方法で利益を受けられる人です。信託は遺言状（「遺言信託」）または信託者が準備した生存中に有効となる信託文書（「生前信託」）により作成することができます。

受託者とは？

受託者とは信託条件を実行するために選任された人を指します。受託者は遺言執行者と同じ義務を負いますが、多くの場合同じ人が受託者と遺言執行者の役目をしていきます。受託者は信託財産を信託文書の指示に従って管理することが義務付けられ、受益者の利益のためだけにその財産を使用しなければなりません。第三者は信託文書に特に記載がない限り信託財産から利益を受ける資格はありません。

受託者の任務

受託者は信託文書、受託法、並びに裁判所の決定に記載された指示に基づいて任務を果たします。受託者の第一の役目は、信託文書に書かれた条件に従って受益者の利益のために信託財産の維持管理を行うことです。受託者は財産の管理に最大の配慮を行使することが求められ、常に受益者の最大の利益のために役目を果たします。

委託者の家族もしくは友人のために設立した個人信託において、税務当局、裁判所、もしくは公的後見人・受託者協会 (PGT) の要求に従う場合を除き、受託者は信託財産があることと、信託財産に関する情報があればそれを委託者、受益者、および法的代理人以外の人たちに開示する義務は全くありません。受託者は受益者のために保有している財産について説明責任を負います。この理由により受託者は行う取引の記録をすべて保存しなければなりません。

受託者は、信託財産が得た収益額を細かく記載したすべての財務報告書と、信託財産の収益または元本からの支出の記録を保管します。（信託財産のもともとの資産並びにその資産から得た利益は元本と呼ばれ、収益とはその元本が得た金額です。）



受託者が保管する記録は勘定と呼ばれています。受託者は、受益者から免除された場合を除き、選任後2年以内に、勘定の承認をブリティッシュコロンビア最高裁判所に求めることが受託者法により義務付けられています。

この手順は「勘定の承認」と呼ばれています。信託財産の受益者、もしくは受益者の法的後見人または財産管理人は、いつでも受託者の勘定の写しを提出するよう求める資格があります。PGTは信託財産の管理の懸念を調査するときに会計報告を要求する権限を持っています。

受託者は毎年信託財産の所得税申告を行うことを義務付けられています。PGTでは信託財産の税申告の準備に弁護士か会計士のアドバイスを求めることをお勧めしています。

受託者が裁量権を持っている場合、特定の受益者に給付金を支給するかどうかの判断をするときに、次の事柄を必ず考慮しなければなりません。

- 信託財産に関する特定の条件
- 受益者の現在の状況
- 受益者が何らかの影響を受ける可能性のある給付金をほかに受領しているかどうか
- 信託財産に給付金をまかなえる財政能力があるか
- 信託財産と受益者に所得税がかかる可能性があるかどうか
- 他の受益者に影響が出るかどうか

信託管理の重要な一般原則の一つに「公平義務の規則」というのがあります。これは受託者が信託財産の**すべての受益者**の権利と利益を検討し、公平に職務を行うことを義務付けているものです。信託文書によってはこの公平義務の規則を特に除外しているものもあります。

それは誰の財産ですか？

受託者によって保管されている金銭もしくは他の財産は、受託者の利益のためではなく、すべての受益者のために使われる信託財産に帰属します。受託者は、裁判所が妥当と認めた報酬を除き、信託財産から個人的に利益を受けることはできません。受託者は信託財産からの借用もできません。

受託者は信託財産をどこでどのように保管しますか？

受託者は、信託財産を自分自身の個人財産と分けて管理しなければなりません。この理由により受託者は信託勘定に入れる金銭のために別個の口座を開設しなければなりません。現金資産は受託者個人の口座、または受益者との共同名義の口座に入れることはできません。受託者は個人の資金と信託資金を絶対に混ぜることはできません。受託者以外の人は信託口座に関する署名権限を持っていません。

当該書類に基づいて設定された各信託財産には、遺言状に別段の指示がない限り、別個の口座を開設します。主要銀行、信用組合、信託会社ならいずれも受託者が信託口座を開設するのに相談にのってくれます。信託口座の開設に必要な事柄については、金融機関にお問い合わせください。

受託者はどのような投資を行いますか？

受託者は信託文書によって指示されているとおりに、信託口座に入金されている現金を投資運用しなければなりません。資金の投資方法に関して信託文書に特に記載がない場合、受託者は受託法の15.1節から15.5節までに延べられている投資規則に従わなければなりません。受託者は投資の判断を行う時に「賢明な投資家」が用いる配慮、配慮、技能、適性努力と判断力を行使して資金の運用を行います。受託者は投資計画もしくは投資戦略を文書で作成することが求められます。受託者が軽率な投資判断を行った結果信託財産に損失が生じた場合、個人的に責任を負わなければならない、信託財産の不足額の補てんを求められます。

受託者は信託財産の投資を行う時、アドバイスを求めてください。投資内容が堅実であるかどうかを判断する場合、考慮に入れる基準のいくつかは次の通りです。

- バランスのとれた投資戦略を採用する
- 元本を保護し、収益を提供する
- 適切なリスクとリターンの目標を選ぶ
- 投資を適度に分散する
- 業者に権限を任せる場合注意する
- 妥当かつ適切な費用のみ負担する

受託者は信託資金の元本を使うことができますか？

受託者は、受益者のために信託勘定に保管している元金を使うかどうかの判断を行う時、信託文書に記載された事柄に従わなければなりません。信託文書が特にそれを許可していない場合、元金を使うことができません。信託文書には、受託者は受益者のために必要と判断した額を、独自の裁量によって信託財産の収益または信託金の元金の中から使ってもよいと述べている場合もあります。

信託文書には、受託者が収益と元金を使うための特別目的が記載されていることがあります。受託者が独自の裁量の行使の仕方または元金を使ってもよいかが分からない場合、弁護士から助言を受けてください。

受託者は誰に資金を給付できますか？

金銭を第三者に給付できるのは次の場合のみに限られています。

- 受益者のために品物やサービスの提供を行う人
- 法律によって義務付けられている場合
- 信託が設定されている受益者の代理を務める法的権威を持っている人(委任状、法的後見人、財産管理人、代理人)
- 信託財産の適切かつ妥当な出費

受託者は、適切でない人に対して資産を不当にもしくは無許可で給付を行った結果信託財産に損失が生じた場合、個人的に責任を負わねばなりません。受託者が記載されている人以外に資金を給付するのに疑問がある場合は、弁護士から助言を求めてください。

信託財産の受益者が障害給付金を受けている場合、その障害給付金には影響がありますか？

州障害給付金に関して、州の方針をはじめ受託者が資金の支出の方法に裁量権を持っているかどうかによって異なります。信託が裁量に任されている場合、BC州の障がい者雇用・援助法に基づいた給付金は、州のガイドラインに沿っていれば通常影響を受けません。

他の障害給付金（連邦障害給付金、保険給付金、個人的な長期障害給付金など）の種類に関しては、受益者が信託財産から受けられるものに制約が設けられている場合があります。障害給付金が受ける可能性のある影響については、障害給付金の支払い者または管理者へお問い合わせください。

信託期間は？

信託期間は信託文書で指定された期間、もしくは資金がなくなるまで続きます。

詳細

受託法の写しを入手するには、Crown Publication、www.bclaws.caへアクセスしてください。法的アドバイスを求める場合は、カナダ弁護士協会弁護士照会サービス（電話604.687.3221またはローワーメインライド以外の地域の方はフリーダイヤル1.800.663.1919）へお問い合わせください。PGTについては下のQRコードをスキャンしてWebサイト www.trustee.bc.ca へアクセスしてください。または下記の電話番号へおかけください。

グレーターバンクーバー地域事務所

✉ 700-808 West Hastings Street
Vancouver, BC V6C 3L3

☎ Tel 604.775.1001
☎ Fax 604.660.9498
@ Email STA@trustee.bc.ca

内陸部—北部地域事務所

✉ 1345 St. Paul Street
Kelowna, BC V1Y 2E2

☎ Tel 250.712.7576
☎ Fax 250.712.7578
@ Email STA@trustee.bc.ca

バンクーバー島地域事務所

✉ 1215 Broad Street
Victoria, BC V8W 2A4

☎ Tel 250.356.8160
☎ Fax 250.356.7442
@ Email STA@trustee.bc.ca

🕒 PGT業務時間 月曜～金曜 8:30 amから4:30 pm

フリーダイヤル

フリーダイヤル通話はService BCを通じて掛けられます。
お住まいの地域の電話番号（下記をご覧ください）をダイヤルし、
Public Guardian and Trustへつないでくれるよう依頼してください。



☎ バンクーバー 604.660.2421
☎ ビクトリア 250.387.6121
☎ これ以外のBC州の地域 1.800.663.7867